

仕 様 書 (案)

1. 委託業務名

令和8年度軽自動車税（種別割）納税通知書等の帳票作成・印字・発送業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和8年5月7日まで

3. 委託の内容

(1) 納税通知書等の製作

①規格等

ア. 納税通知書（一般用）【別表1】

規格	縦 4.5 インチ×横 18 インチ（スプロケット部分を含む）
紙質	OCR72kg 用紙
色	表 黒、ドロップアウトカラー（ピンク）/裏 黒 ※ドロップアウトカラーは TOM/banctec5700 で読み取るのに支障が無いものであること。ドロップアウトカラーのレベルはマクベス PCM・II・B フィルター使用時 0.08 以内。
ミシン仕様	縦 2 本
数量	327,000 枚（テスト用含む）（うち、資産課税課納品分 30 枚）

イ. 納税通知書（口座振替用）【別表2】

規格	縦 4.5 インチ×横 18 インチ（スプロケット部分を含む）
紙質	上質 70kg 用紙
色	表 黒 /裏 黒
ミシン仕様	縦 1 本
数量	11,200 枚（テスト用含む）（うち、資産課税課納品分 30 枚）

ウ. 納税通知書（一般、随期用）【別表3】

規格	縦 9 インチ×横 12.5 インチ（スプロケット部分を含む）
紙質	OCR90kg 用紙
色	表 黒、ドロップアウトカラー（ピンク）/裏 黒 ※ドロップアウトカラーは TOM/banctec5700 で読み取るのに支障が無いものであること。ドロップアウトカラーのレベルはマクベス PCM・II・B フィルター使用時 0.08 以内。
ミシン仕様	縦 2 本
数量	5,000 枚（すべて資産課税課に納品）

エ. 納税通知書（口座、随期用）【別表 4】

規格	縦 4.5 インチ×横 15.2 インチ（スプロケット部分を含む）
紙質	上質 110kg 用紙
色	表 黒 /裏 黒
ミシン仕様	縦 1 本
数量	50 枚（すべて資産課税課に納品）

オ. 軽自動車税のお知らせ【別表 5】

規格	B 5
紙質	色上質紙中厚口紙質 /白茶色
色	表 黒 /裏 黒
数量	251,400 枚（うち、資産課税課納品分 5,000 枚）

カ. よくある質問 Q & A【別表 6】

規格	B 5
紙質	色上質紙中厚口紙質 /白色
色	表 黒 /裏 黒
数量	255,400 枚（うち、資産課税課納品分 5,000 枚）

キ. 賦課の根拠等（減免通知用）【別表 7】

規格	A 4
紙質	色上質紙中厚口紙質 /白茶色
色	表 黒 /裏 黒
数量	4,000 枚（うち、資産課税課納品分 30 枚）

ク. 障がい者減免ちらし（減免通知用）【別表 8】

規格	A 4
紙質	色上質紙中厚口紙質 /白茶色
色	表 黒 /裏 黒
数量	4,000 枚（うち、資産課税課納品分 30 枚）

ケ. 発送用封筒（定型）

規格	縦 120mm×横 235mm
紙質	グラシン窓原紙、片艶晒クラフト 60 g、裏地紋あり、アラビア糊
グラシン窓	1 カ所（宛先部分）
数量	区内特別用【別表 9】：224,000 枚、料金後納用【別表 10】：22,000 枚（うち、資産課税課納品分 100 枚）

コ. 発送用封筒（随期用）【別表 11】

規格	縦 120mm×横 195mm
紙質	グラシン窓原紙、片艶晒クラフト 60 g、裏地紋あり、アラビア糊
グラシン窓	1 カ所（宛先部分）
数量	5,000 枚

サ. 発送用封筒（減免通知用）【別表 12】

規格	縦 103mm×横 220mm
紙質	85g/㎡ 再生紙クラフト、別製洋カマス封筒、表一色、アドヘア糊付き
グラシン窓	1 カ所（宛先部分）
数量	4,000 枚

シ. 発送用角 2 封筒【別表 13】

規格	縦 330mm×横 240mm
紙質	クラフト 100 g
刷色	片側 1 色
数量	400 枚

ス. 宛名シール【別表 14】

規格	縦 76mm×横 94mm
紙質	剥離紙上質 45kg 白クラフトセパ
数量	400 枚

セ. 発送用ダンボール箱

規格	縦＋横＋高さ合計 90cm 以内、長辺 60cm 以内
数量	20 枚

②原稿は紙又はデータ渡し。

③製作の事前に担当者と打ち合わせを行うこと。校正を要する。（3回程度）

④印影印刷

- ・印影票から電子データ又は製版フィルムを作り行うこと。
- ・印影票及び電子データ並びに製版フィルムは適正に管理し、市が指定した枚数の印刷完了後、速やかに市に返還し、再び印刷できない状態にすること。

⑤「ケ．発送用封筒（定型）」については、受注者にて印字プログラムを作成し、納税通知書に「郵便区内特別」等の印字をする場合、区内特別用と料金後納用に分けて作成する必要はない。

⑥納品の際は、箱等に帳票名を記入すること。

⑦帳票の一部納品

帳票内容の校正等が完了し、印刷可能となった帳票を予備として 30 部ずつ資産課税課に納品すること。

⑧製作した帳票については、編集用のPDFデータを市へ提供すること。

（2）納税通知書への印字

（単位：件）

帳票 \ 区	印字件数	印字テスト 件数	計	印字項目
納税通知書（一般用）	323,000	1,000	324,000	別表 15 参照
納税通知書（口座振替用）	9,700	500	10,200	別表 16 参照

①印字プログラムを作成し、上表の帳票に印字する。

②随期用の納税通知書（ウ、エ）については、印字の作業は要しない。

③納税通知書の印字対象データは、CSV 形式にて提供し、外部媒体（DVD）にて引き渡す。

④納税通知書に印字する、「eL マーク」は画像データ（PNG 形式・白黒2階調）にて提供し、外部媒体（DVD）にて引き渡す。

⑤「eL マーク」の印字については、印刷用 CSV の印刷制御フラグにより印字の要否を判断する。

⑥印字位置等の確認を行うため、印字プログラム作成後、テスト印刷を実施し、担当者と確認を実施する。テスト内容等については、別途担当者と協議する。

⑦データについて

文字コード	UNICODE (UTF-8)
文字フォント	FUJ 明朝体フォントによる出力
データ形式	CSV ※レコードは可変長、カンマ区切り、ダブルクォーテーションつき
外字	あり（「F3BAUJM3.TTE」・・・FUJ 明朝体の外字フォントファイルで提供） ※外字は「JEF 拡張漢字サポート」が必要
暗号化	あり（秘文〔日立製〕）※パスワード複合化
バーコード	UCC/EAN-128 ※ANSI グレード C 以上

・納税通知書の裏面に固定印刷する二次元バーコードの見本は、課税企画課から帳票の製作前までに提供する。

⑧QRコードの生成条件は以下のとおり。

項番	項目	数値	条件
1	バージョン	6	固定（※1）
2	誤り訂正レベル	M	固定
3	プリンタ解像度（dpi）	300dpi以上	各地方団体において設定
4	セルサイズ	0.28mm以上 (0.32mm以上推奨)	印刷スペースを踏まえ、 可能な限り大きく設定
5	1セルあたりの ドット数	4ドット以上	dpiに合わせて最適数を設定

※1 生成ソフトの能力で、別バージョンとなることは許容する。

なお、印刷用 CSV の「eLQR コード」項目が空白の場合、QR コードは印字しない。

⑨納税通知書の取り扱いについて

納税義務者区分（通常：0、一括納税義務者用：1、住所不備：2、非 MT：3）のうち、「住所不備：2」、「非 MT：3」のものを先行して印刷し、箱詰め後、資産課税課に納品する。なお、「一括納税義務者用：1」については、別途指定のとおり納税義務者毎にまとめて送付すること。

(3) 納税通知書の読み取りテスト

①バーコード

事前にコンビニ収納代行業者へ印字見本を提出し、読み取りテストを行う。

②OCR 領域

事前に専門業者へ印字見本を提出し、読み取りテストを行う。

なお、OCR 領域の読み取りテストを行う際には、帳票の校正等を全て終了した本番運用で使用する状態の帳票を準備する必要がある。

③郵便カスタマーバーコード

提供するデータを原則使用する。ただし、自社製を使用しても可とするが、課税企画課と協議を要する。また、事前に郵便局へ印字見本を提出し、読み取りテストを行う。

④QRコード

事前にゆうちょ銀行及び福岡銀行へ印字見本を提出し、読み取りテストを行う。

※上記①～④の読み取りテストについては、一定の要件を満たす場合に不要となるため、契約締結後に協議を行うこととする。

(4) 納税通知書等の製本

①裁断

上記(2)で印字した納税通知書の両端のスプロケット部分及び連票を裁断し、単票にして納品すること。

※両端のスプロケット部分の裁断の位置がずれると、金融機関でのOCR読み取りができなくなるため細心の注意を払うこと。

②折り

- ・納税通知書（一般用）は、納付書と納税通知書の間のミシン目を山折りする。
- ・納税通知書（口座振替用）は、中央部のミシン目を山折りする。
- ・「オ．軽自動車税のお知らせ」、「カ．よくある質問Q&A」、「キ．賦課の根拠等」、「ク．障がい者減免ちらし」を3つ折り（巻き3つ折りまたはZ折り）にする。
- ・別途引き渡す別表17「税額決定通知書兼減免決定通知書」を「サ．発送用封筒（減免通知用）」の窓あき部分に宛先がくるよう3つ折り（巻き3つ折りまたはZ折り）にする。

③封入封緘

- ・納税通知書（一般用）と納税通知書（口座振替用）を納税義務者で名寄せし、「オ．軽自動車税のお知らせ」、「カ．よくある質問Q&A」をセットのうえ、別表18「封入方法及び運搬先」のとおり封入封緘する。
- ・別途引き渡す税額決定通知書兼減免決定通知書と「カ．よくある質問Q&A」、「キ．賦課の根拠」、「ク．障がい者減免ちらし」をセットのうえ、別表18「封入方法及び運搬先」のとおり封入封緘する。

(5) 納税通知書等の引抜き

封入封緘した納税通知書及び税額決定通知書兼減免決定通知書を箱詰めする前の段階で課税企画課が指定する納税通知書等の引抜きを行い、資産課税課（博多区庁舎9階）へ納品する。（約400件）

また、引抜分の納税通知書等を納品する際に、指定する封筒も一緒に納品すること。

※課税企画課が指定する納税通知書等の引抜き情報は、外部媒体（DVD）にて提供。引抜き後の納税通知書等は当課にて指定する順番に並べ、納品すること。

(6) 発送件数等のチェック

各集配郵便局等への持込み日までに発送件数等のチェックを行い、任意の様式により課税企画課に報告を行う。

(7) 納税通知書等の各集配郵便局等への持込み

事前に各集配郵便局への連絡・調整を行ったうえで、区内特別郵便の割引等、最大の料金の減額が適用されるようにすること。

また、郵便伝票を作成し、郵便伝票を課税企画課に報告後、運搬先に持ち込みをする。残った帳票の取り扱いについては、事前に課税企画課と協議を行うこと。

4 スケジュール（案）

日程	作業内容、引渡し等
4月10日（金）まで	・納税通知書の製作準備 ・テスト用納税通知書納品（納品先：課税企画課） ・納税通知書の製作
4月13日（月）	・外部媒体（DVD）にて、納税通知書の印字情報を引渡し（受取場所：課税企画課）
4月14日（火）	・税額決定通知書兼減免決定通知書を引渡し（受取場所：課税企画課） ・バーコード等確認用印字済テスト納税通知書納品（納品先：課税企画課） ・納税通知書（一般・口座、随期用）、発送用封筒（随期用）、各種ちらしを納品（納品先：資産課税課）
4月22日（水）	・外部媒体（DVD）にて、納税通知書等の引抜き分のデータ渡し（受取場所：課税企画課）
4月27日（月）	・納税通知書（引抜き分）、発送用封筒（定型、料金後納用）納品（納品先：資産課税課）
4月13日（月） ～4月27日（月）	・納税通知書の製本 ・発送件数等の報告
5月1日（金）	・郵便伝票を作成し、運搬先への持ち込み
5月7日（木）	・提供データの返却 ・印影票及び製版データ又はフィルムの返却

5 その他

- (1) 委託契約書第7条第3項に基づき、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その内容が分かるような書面を提出すること。

なお、業務とは、本仕様書の「3 委託の内容」の業務にかかる課税企画課との連絡調整を第三者に委任又は請け負わせることはできない。

また、業務の全てを第三者に委任し、又は請け負わせることもできないものとする。

- (2) 市より作業状況の検査、立会いを要望した場合、速やかに応じること。
- (3) 印字等の処理においては、自然災害、システム障害などの不測の事態に備えて各々複数台の設備を有するなど、整備されたバックアップ体制をとること。
- (4) 誤封入等がないようシステムチェック等の監視体制を整え、管理・監督を行い、問い合わせがあった場合に対象者の作業履歴を証するものを提出すること。本作業中に疑義や問題等が発生した場合は、早急に課税企画課に報告すること。
- (5) 印字データ媒体の受け取りから郵便局持ち込みまで遅滞なく行うこと。
- (6) 印字済の帳票等の保管は施錠付の場所に保管すること。
- (7) 成果品の納入は施錠できる車両を使用すること。
- (8) その他、作業中に疑義が生じた時は、課税企画課担当者に報告し指示を受けること。

Form for vehicle tax payment, including sections for registration, payment details, and vehicle information. Includes fields for license plate, registration number, and vehicle type.

Form for vehicle tax payment, including sections for registration, payment details, and vehicle information. Includes fields for license plate, registration number, and vehicle type.

【領収証書証明書部分】

軽自動車税納税証明書	
(116) NNNN 年度 (継続検査用)	
納税額	NNNNNNNNNN (117)
氏名 (名称)	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (118) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (119)
納付状況	NNNNNNNNNNNNNNNNNN (120)
有効期限	NNNNNNNNNNNN (121)

上記のとおり証明します。

(122) NNNN

電子
公印

「納付状況」欄に*印があるものは納税証明書となりませんので、右の欄に領収日付印の捺印は不要です。この証明書は車検の際に必要となりますので、大切に保管してください。

領収日付印

※左記の欄は必ず書き入れをお願いします。

納税額 納税額 納税額

【納税通知書(口座振替用)】

(25) N--(4)--N

(26) N----(11)---- N

(27) N----- (30)----- N

(28) N----- (30)----- N

(29) XXXXXXXXXXXX

(30) N----- (25)----- N

(31) N----- (25)----- N

(32) N----- (25)----- N

(33) N----- (25)----- N

(34) N----- (25)----- N

(35) N----- (25)----- N

(36) N----- (23)----- N

(40)

(37)

納期限

N--(11)--N

課税に関するお問い合わせ
福岡市財政局税務部資産課税課軽自動車税係
〒812-8512
福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
電話番号 092(292)1604
自動音声による電話案内 050-1808-6411

年度

軽自動車税(種別割) 納税通知書

(口座振替加入者用)

(52)

(55)

(53)

(50)

(51)

(38) N----(11)---- N

(39) NNNN

(56) N--(9)--N
N--(9)--N
N--(9)--N
N--(9)--N

電子
公印

納税義務書	N----(14)---- N
税率	(54) XXXXXX 円
車種	N----(14)---- N
車両番号	N--(6)-- N
納付番号	N----- (10)----- N
納付額	XXXXXXXXXXXXXXX 円

【軽自動車税(種別割)の税申告手続きについて】

登録した車両に譲渡、廃車、市外転出等の異動が生じた場合には、すみやかに下記の場所
で税申告手続きを行ってください。

車種	申告場所
1 原動機付自転車 (125CC以下のバイク) 小型特殊自転車	博多区役所9階 資産課税課 転出先の市区町村の 軽自動車税担当課
2 軽自動車 (三・四輪)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地:東区みなと香椎4丁目3番16号 TEL: 092-110-8090
3 二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 所在地:東区千早3丁目10番40号 陸運会館 TEL: 092-110-8090 (福岡事務所の代表番号)

※手続きに必要なものについては、上記の各申告場所にお問い合わせください。

※2、3の車種の場合で県外へ転出された方は、車種及び転出先の市区町村によって届出先が異なりますので、転出先の市区町村に届出先をお問い合わせください。

※車検等の手続きについては、車種に応じて軽自動車検査協会または運輸支局へお問い合わせください。

口座振替納付制度について(お知らせとお願い)

軽自動車税(種別割)の納付につきましては、口座振替をご利用いただきありがとうございます。
納期限日に下記お取引金融機関のご指定の口座から振替を行いますので、預貯金残高にご留意くださいますようお願いいたします。

お取引金融機関 (57)	N----- (25)----- N
--------------	--------------------

※同一区内に新たに所有者された軽自動車等についても、合わせて上記金融機関で口座振替の取扱いとなります。
※5年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や、預金者様の都合により数回に渡り振替ができなかった場合は、納付書でのお支払いに変更となる場合がありますのでご了承ください。
※お支払いいただいた税金に還付金が生じた場合、口座振替のご登録がご本人名義の口座の場合に限り、ご指定の口座に還付させていただくことがあります。

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)により、軽四輪・軽三輪の軽自動車は継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。納付情報は軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で確認ができます。
そのため、6月に送付していた「軽自動車税(継続検査用)納税証明書」は、二輪の小型自動車を所有している方へのみ送付いたします。

年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

【軽自動車税(種別割)の税申告手続について】

登録した車両に譲渡、廃車、市外転出等の異動が生じた場合は、すみやかに下記の場所ですれ申告手続きを行ってください。

車 種	申 告 場 所
1 原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車	博多区役所9階 資源課税務課 転出先の市区町村の軽自動車税担当課
2 軽自動車（三・四輪）	（一社）全国軽自動車協会連合会福岡事務所 所在地：東区みなと善惟4丁目3番16号 TEL：092-410-8090
3 二輪の軽自動車 (125ccを超える250cc 以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超える バイク)	（一社）全国軽自動車協会連合会福岡事務所 千早分室 所在地：東区千早3丁目10番40号 陸運会2階 TEL：092-410-8090（福岡事務所の代表番号）

※手帳ぎに必要なものについては、上記の各申告場所にお問い合わせください。

※2、3の重理の場合で県外へ転出された方は、重理及び転出先の市区町村によって届出先が異なりますので、転出先の市区町村に届出先をお問い合わせください。

※車検等の手帳等については、車庫に応じて軽自動車検査協会または同会に合わせてください。

納期限



今年度の軽自動車税(種別割)を左記のとおり決定しましたので、ご確認いただき、本書のとおり納付してください。賦課の根拠及び収納機関その他は裏面をご覧ください。

課税に関するお問い合わせ

福岡市財政局稅務部

資産課税課程自動車税係
＝010.0510

福州文博区博物馆前2丁目8
〒812-8512

納付の際は、このミシン目に沿って上下に切り離してください。

納付番号	納付額	日
納税票番号		
車種	車台(標識)番号	税率
		取得年月日

年度	福岡市役所		01740-3-960145	総付額	〒810-0801 福岡市南区 箱崎1-1-1 福岡市役所 庶務課 庶務係	〒810-0801 福岡市南区 箱崎1-1-1 福岡市役所 庶務課 庶務係	〒810-0801 福岡市南区 箱崎1-1-1 福岡市役所 庶務課 庶務係
加入者名	収入票名	口座番号	銀行名	納付額			
納期限	収納票番号	40130	福岡市役所				
領収済通知書							
庶務課庶務係 〒810-0801 福岡市南区箱崎1-1-1 福岡市役所庶務課庶務係							

33[illegible]

金額訂正、バーコードの印字がない、バーコードが読み取れない場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

市 区 町 村 コ ー ド

加入者名	福岡市役所		
口座番号	01740-3-960145		
	年度第 期分		
納期限			

納付額	氏
金額	氏
計	氏
納税義務者氏名	
納付番号	
口座番号	

[illegible]

この一片は収納機関で保管してください。

市町村コード 401307 福岡市 福岡県 書領収証 (公)

加入者名	福岡市役所
□電話番号	01740-3-960145
納税義務者氏名	年度第 期分
納付番号	

[illegible]

この領収書は各都道府県の領収口と一致
しない場合は発生しません

領収日付印

納明限内に納付してください。

軽自動車税(種別割)納税証明書
年度 (継続検査用)

事件(事件) 項目	
氏 名 (名 稱)	
納付状況	
有効期限	

上記のとおり証明します。



「新納税状況」欄に「印が
あるものは、総括証明
書となりますので、
右の欄に納税日付印の
押印は不要です。
この証明書は、事後の
際に必要な場合があり
ますので、大切に保管
してください。

年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

納期限

納付番号

納税票番号

車両（種類）番号

車 種

納付額

税 率

金額欄番号

円

円

課税に関するお問い合わせ
福岡市財政局税務部
資産課税課軽自動車税係
〒812-8512
福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号
電話番号 092(232)1604

今年度の軽自動車税（種別割）を正税のとおり決定しましたので、ご確認ください。課税の根拠及び収納機関その他の事項をご覧ください。



口座振替納付制度について（お知らせとお願い）

軽自動車税（種別割）の納付につきましては、口座振替をご利用いただきありがとうございます。納期限日に下記お取引金融機関のご指定の口座から振替を行いますので、預貯金残高にご留意ください。※同一区内に新たに所有された軽自動車等についても、あわせて下記金融機関で口座振替のお取り扱いです。※5年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や、預金者様の場合により数回に渡り振替ができなかった場合等は、納付書でのお支払いに変更となる場合がありますのでご了承ください。※お支払いいただいた税金に還付金が生じた場合、口座振替のご登録がご本人様名義の口座の場合に限り、ご指定の口座に還付させていただきますことがあります。

お取引金融機関

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）の対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なるすべての車両（三輪・四輪の軽自動車および二輪の小型自動車）の納付情報がオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。 検査

【軽自動車税（種別割）の申告手続について】登録した車両に譲渡、廃車、市外転出等の異動が生じた場合は、すみやかに下記の場所にて申告手続を行ってください。

車 種	申 告 場 所
1 原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 軽自動車 小型特殊自動車	博多区役所3階 資産税課 転出先の市区町村の 軽自動車税担当課
2 軽自動車 (三・四輪)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡市支部 所在地:博多区博多4丁目3番1号 TEL:092-410-8000
3 二輪の軽自動車 (125cc未満 250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡市支部 所在地:博多区博多4丁目3番1号 TEL:092-410-8000 (福岡事務所は表書き)

※手続に必要なものについては、上記の各申告場所にお問い合わせください。
※2・3の車種の場合で県外へ転出された方は、車検及び転出先の市区町村によって届出先が異なりますので、転出先の市区町村に届出先をお問い合わせください。
※車検等の手続については、車種に応じて軽自動車検査協会または運輸支局へお問い合わせください。

50-185-U16 2025年02月19日18時 九州総合サービス(株) 軽自動車税納税通知(口座用・随期用) Go Ver. 2021 1A

別表 4

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税(種別割)の税率について

○軽自動車 ※軽課税率については裏面をご確認ください。

三輪以上の軽自動車			税 率 (税 額)			
			旧税率	標準税率	重課税率※1 (経年車重課)	軽課税率 (グリーン化特例)
			平成27年3月31日 以前に最初の 新規検査を受けた車両 ※経年車重課適用の 車両を除く	平成27年4月1日 以降に最初の 新規検査を受けた車両 ※グリーン化特例適用 の車両を除く	最初の新規検査から 13年を経過した車両	裏面 「グリーン化特例」を ご覧ください。
三 輪 (総排気量660cc以下のもの)			3,100 円	3,900 円	4,600 円	
四輪以上 (総排気量 660cc以下 のもの)	乗 用 車	営 業 用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	
		自 家 用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	
	貨 物 車	営 業 用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	
		自 家 用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	

※1 最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、重課税率が適用されます。ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車や被けん引車は、重課税率の対象外です。
なお、令和7年度に重課税率となるのは、初度検査年月が「平成24年3月」以前の車両です。

○原動機付自転車等

車 種		税率(税額)
原動機付自転車 (原付バイク)	イ 総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下 (特定小型原動機付自転車※2を含み、ハ及びホを除く)	2,000 円
	ロ 二輪で、総排気量50cc超、90cc以下(ハを除く) または定格出力0.6kw超、0.8kw以下	2,000 円
	ハ 二輪で、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000 円
	ニ 二輪で、総排気量90cc超、125cc以下(ハを除く) または定格出力0.8kw超、1.0kw以下	2,400 円
	ホ 三輪以上のもの(一部を除く)で、総排気量20cc超、50cc以下 または定格出力0.25kw超、0.6kw以下	3,700 円
二輪の軽自動車(総排気量125cc超、250cc以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(総排気量250cc超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	そ の 他	5,900 円

※2 「特定小型原動機付自転車」は、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下のすべてに該当するものをいいます。
①原動機の定格出力が0.6kw以下であること
②長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること
③最高速度が20km毎時以下であること

グリーン化特例(軽課税率)

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(軽課の割合が「25%軽減」の軽自動車については、令和7年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、一定の燃費基準及び排出ガス基準を達成しているものは、新規検査を受けた年度の翌年度分に限り軽課税率が適用されます。

(1)用途と燃費基準について

対象になる車両		軽課の割合	例) 乗用車で50%軽減される車両の燃費基準等 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★低排出ガス車) ・令和12年度燃費基準90%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車
(乗用車・貨物車)電気自動車・天然ガス自動車 ^{※1}		おおむね 75%軽減	
ガソリン車 ハイブリッド車 ※営業用乗用車に限る	令和12年度燃費基準90%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車 ^{※2}	おおむね 50%軽減	
	令和12年度燃費基準70%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車 ^{※2}	おおむね 25%軽減	 

(2)排出ガス規制について

※1 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車に限りします。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、平成30年排出ガス基準50%低減達成の車、または平成17年排出ガス基準75%低減達成の車に限りします。

(3)グリーン化特例が適用された場合の税率

三輪以上の軽自動車			軽課税率		
			75%軽減後	50%軽減後	25%軽減後
三輪(総排気量660cc以下のもの)			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上 (総排気量660cc以下のもの)	乗 用 車	営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円
		自 家 用	2,700円	適用なし	
	貨 物 車	営 業 用	1,000円		
		自 家 用	1,300円		

【税率に関する問い合わせ先】資産課税課軽自動車税係(TEL 092-292-1604)

継続検査(車検)時の納税証明書について

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム(軽 JNKS)の対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両(三輪・四輪の軽自動車および二輪の小型自動車)の納付情報がオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

ただし、納付直後や転入直後で軽 JNKSへの登録がされていない場合など、紙での納税証明書が必要となる場合があります。

詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 軽 JNKS

検索

軽自動車税に関するお問い合わせ

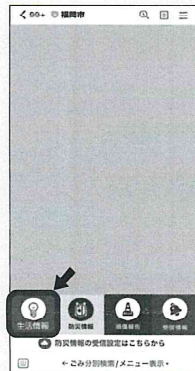
自動音声による電話案内

☎050-1808-6411

音声案内にしたがって番号を押すと、問い合わせ内容に応じて、ご案内します。SMS（ショートメッセージサービス）で受け取ることができます。

軽自動車税の制度や手続きなどをLINEで案内します

「福岡市公式LINEアカウント」を「友だち追加」すると、軽自動車税の制度や手続きの情報をチャット（対話）形式で確認できます。また、案内にしたがって進むと、そのままオンライン申請が利用でき、来庁することなく原付バイクの登録や廃車ができます。



「生活情報」をタップ



「税金」をタップ



「軽自動車税」をタップ

LINEの友だち追加は右記二次元コードを読み取ってください。



地方税お支払サイトを利用した納付について

地方税お支払サイトにアクセスして、クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、ペイジー番号を発行する方法で納付できます。詳しくは福岡市ホームページをご確認いただくか、下記二次元コードを読み取ってください。

※取扱い条件（上限金額等）は、クレジット会社や金融機関によって異なります。

※支払方法によっては、利用料や手数料がかかる場合があります。

福岡市 納付方法

検索



よくあるご質問

Q. 廃車(譲渡)したはずなのに、納税通知書が届きました。

A. 軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。このため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度分の税金は4月1日時点で所有していた方に全額納めていただくことになります。自動車税と違い、軽自動車税には月割還付の制度はありません。

4月1日までに廃車(名義変更)手続きを行っている場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

Q. 原付バイクを紛失(盗難被害含む)しました、どのような手続きが必要ですか？

A. 廃車申告の手続きが必要です。

廃車手続きをされないと来年度以降も軽自動車税(種別割)が課税されます。

廃車手続きの方法は、福岡市ホームページをご確認いただくか下記問い合わせ先にお問い合わせください。

福岡市 原付バイク 廃車手続き

検索



手続き説明ページ



廃車申告オンライン申請
説明ページ

Q. 軽自動車税(種別割)納税通知書の送付先を変更してもらいたい。

A. 軽自動車税(種別割)の納税通知書は、原則納税義務者の住民登録地の住所に送付しているので、市民課で住民票の変更手続きをすれば変更後の住所に送付します。

上記以外の方は、オンラインで送付先の変更手続きを行っていただくか下記問い合わせ先にお問い合わせください。

オンラインでの送付先の変更手続きは、福岡市ホームページをご確認ください。

福岡市 軽自動車税 送付先変更届

検索



送付先変更オンライン申請
説明ページ

Q. 軽自動車税(種別割)の減免について知りたい。

A. 障がいがある方のために使用する車両や、生活保護を受けている方が所有する車両など、一定の要件を満たす軽自動車等は減免される場合があります。

詳しくは福岡市ホームページをご確認いただくか下記問い合わせ先にお問い合わせください。

福岡市 軽自動車税 減免

検索



減免説明ページ



減免オンライン申請
説明ページ

【問い合わせ先】 ☎092-292-1604

資産課税課 軽自動車税係 福岡市博多区博多駅前2丁目8-1 博多区役所9階

1. 賦課の根拠

この軽自動車税（種別割）は地方税法第 443 条及び第 463 条の 16 の規定によって賦課されたものです。（4 月 1 日現在の軽自動車等の所有者又は使用者に賦課されます。なお、普通自動車に課税されます自動車税（種別割）のような月割制度はありませんので、4 月 2 日以降に軽自動車等を廃車されてもその年度の税金は全額納めていただくことになります。）

2. 不服の中立て

この処分不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から 1 年を経過するときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

3. 納期限までに税金を納めなかった場合の措置

(1) 延滞金の加算…納期限までにこの通知書に記載された納付額を納められない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、年 14.6%（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合（平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、特例基準割合（※）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。
※特例基準割合…当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項により告示された割合に年 1%の割合を加算した場合

※令和 3 年 1 月 1 日以降については特例基準割合を延滞金特例基準割合と読み替えます。

(2) ①上記の計算をする場合において、納付額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。②延滞金に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(3) 滞納処分…督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにこの税額、延滞金を完納されないとときは、滞納処分に着手することになっています。

4. 納期限 令和 7 年 6 月 2 日

5. 収納機関 （令和 7 年 4 月 1 日現在）

(1) 全ての本店・支店及び出張所で納められるところ

○福岡、西日本シティ、福岡中央、SBI 新生、佐賀、筑邦、十八親和、宮崎、広島、伊予、大分、百十四、鹿児島、肥後、熊本、豊和、宮崎太陽、南日本、西京、東京スター、北九州銀行 ○三井住友、みずほ、りそな銀行 ○九州労働金庫 ○福岡、飯塚、速賀、福岡ひびき信用金庫 ○福岡県、朝銀西、横浜幸銀信用組合 ○福岡市農業協同組合、福岡市東部農業協同組合

(2) 福岡県内の九州信用漁業協同組合連合会の各店舗

(3) 九州（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行の各店舗及び各郵便局

(4) 福岡市各区役所の銀行派出所、西区役所西部出張所

(5) 福岡市指定の下記のコンビニエンスストアの全国の店舗（1 枚あたり 30 万円以下の納付書で利用可）セブンイレブン／デイリーヤマザキ／ファミリーマート／ポプラグループ／ミニストップ／ヤマザキデイリーストアー／ニューヤマザキデイリーストアー／ローソン／MMK 設置店

(6) スマートフォン決済アプリでの納付（eL-QR を利用した決済）

決済アプリごとに上限金額が異なります。

対応する決済アプリは「地方税お支払サイト」にてご確認ください。

※eL-QR のない納付書、金額を訂正した納付書は使用できません。

※納付時期によってお取り扱いできないことがあります。

(7) 地方税お支払サイトを利用した納付（@マークの記載がある納付書で利用可）

クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、ペイジー番号発行 ※支払方法や取扱金融機関によって利用料又は手数料が加算される場合があります。

利用可能な金融機関、ペイアプリ、その他詳細については
こちらで確認ください。

地方税お支払サイト

検索



軽自動車税（種別割）障がい者減免について

当初申請いただいた内容に変更が生じた場合又は下記に該当しなくなった場合は、直ちに報告してください。

※減免基準に該当するかの判定は、該当年度の賦課期日（４月１日）から納期の末日までの期間内の状況により判断します。

1. 対象となる車両

- ①一の納税義務者につき一の軽自動車等に限る。
- ②軽自動車等の納税義務者が自動車税の課税対象となる自動車所有している場合において、下表に規定する理由と同様の理由によって自動車税の軽減又は免除を受けていないこと。

2. 減免となる要件

軽自動車税（種別割）の障がい者減免の対象となるのは、下表のとおりです。
税額決定通知書兼減免決定通知書の「決定理由コード」欄と下表の「決定理由コード」が対応しています。

条 例	決 定 理 由 コード	減免の対象となる軽自動車等		
		軽自動車等の納税義務者	軽自動車等を運転する者	条 件
市税条例第64条第1項第2号	21	障がい者*	障がい者*	専ら障がい者*が運転すること。
	22	障がい者*	生計を一にする者	専ら障がい者*の通学、通院、通所等もしくは生業（以下、「通学等」）のためであること。
	23	障がい者*	常時介護する者	専ら障がい者*の通学等のためであること。
市税条例第64条第2項	24	生計を一にする者	障がい者*	専ら障がい者*が運転すること。
	25	生計を一にする者	生計を一にする者	専ら障がい者*の通学等のためであること。
	26	生計を一にする者	常時介護する者	専ら障がい者*の通学等のためであること。

※「障がい者」の範囲は次ページのとおり

- 生計を一にするとは、下記の負担があり、食事、身の回りの世話などを行っていることです。
- ・生活費、学資金、療養費等を負担
 - ・公共料金、家賃等を負担
 - ・通院や通学等の際にかかる経費を負担
 - ・施設入所の際の経費を負担
- 障がい者のために専ら使用するとは、以下の目的で、専ら（おおむね8割以上）使用していることです。
- ・障がい者の通学のため
 - ・障がい者の通院のため
 - ・障がい者の通所等のため（通所等とは、通所もしくは入所している障がい者の施設への送迎等のほか日常生活のために使用しているもの）
 - ・障がい者の生業のため（生業のためとは、障がい者の通勤、障がい者が事業を営んでいる場合はその事業のために使用しているもの）



「障がい者」の範囲

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、ただし、前ページ「2. 減免となる要件」のコードが22～26に該当する場合は、次の表に該当する障がいを有する者

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい		3級
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう 又は直腸の機能・小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級

- (2) 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者、ただし、前ページ「2. 減免となる要件」のコードが22～26に該当する場合は、次の表に該当する障がいを有する者

障がいの区分	重度障がいの程度
視覚・聴覚・平衡機能障がい、体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	特別項症から第2項症までの各項症
上肢・下肢不自由、心臓機能・じん臓機能・ 呼吸器機能・ぼうこう又は直腸の機能・小腸 機能・肝臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各項症

- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に障がいの程度がA1、A2、A3又はB1と記載されている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する一級の障がいを有する者

製品
No. 1975001A949

天

Bk

金融機関やコンビニ、スマートフォン決済アプリ、または地方税お支払サイトからクレジットカード等で早めの納付を。便利な口座振替もご利用ください。

※開封する前に宛名のご確認をお願いします。
宛名が違う場合は開封せずに至急資産課税課
または最寄りの郵便局までご連絡ください。

継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両(三輪・四輪の軽自動車および二輪の小型自動車)の納付情報がオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。
ただし、納付直後や転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、紙での納税証明書が必要となる場合があります。
詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 軽JNKS 検索

軽自動車税(種別割)の
納期限は

6/2(月)です

料金後納
郵便

郵便区内特別

福岡市からの重要なお知らせ
Important Notice from Fukuoka City Government

軽自動車税(種別割)納税通知書在中
Light Vehicle Tax Notice Enclosed

自動音声による電話案内 050-1808-6411

福岡市財政局税務部
資産課税課軽自動車税係

〒812-8512
福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階
電話番号 092(292)1604

◎裏面に軽自動車税の申告手続き先についてご案内しています。

～この封筒は窓付きのまま雑紙としてリサイクルできます～

車種	申告場所
1 小型特殊自動車 (125cc以下のバイク)	所在地: 博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階 TEL: 092-292-1604 財政局資産課税課
2 軽自動車(三・四輪)	(一社) 全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地: 東区みなと寄楼4丁目3番16号 TEL: 092-410-8090
3 二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社) 全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 所在地: 千早3丁目10番40号 陸運会館2階 TEL: 092-410-8090 (福岡事務所の代り電話)

◆登録車両に譲渡、廃車、市外転出等の異動が生じた場合には、速やかに下記の場合に応じて申告手続きを行ってください。

校正段階	総数	IM校了印	YP確認
2025/2/20 2校目 A1	150		金沢

地

製品
No. 1975001A949

天

Bk

金融機関やコンビニ、スマートフォン決済アプリ、または地方税お支払サイトからクレジットカード等で早めの納付を。便利な口座振替もご利用ください。

※開封する前に宛名のご確認をお願いします。
宛名が違う場合は開封せずに至急資産課税課
または最寄りの郵便局までご連絡ください。

継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両(三輪・四輪の軽自動車および二輪の小型自動車)の納付情報がオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。
ただし、納付直後や輸入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、紙での納税証明書が必要となる場合があります。
詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 軽JNKS 検索

軽自動車税(種別割)の
納期限は

6/2(月)です

料金後納
郵便

福岡市からの重要なお知らせ
Important Notice from Fukuoka City Government

軽自動車税(種別割)納税通知書在中
Light Vehicle Tax Notice Enclosed

自動音声による電話案内 050-1808-6411
福岡市財政局税務部
資産課税課軽自動車税係
〒812-8512
福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階
電話番号 092(292)1604

◎裏面に軽自動車税の申告手続き先についてご案内しています。

～この封筒は窓付きのまま雑紙としてリサイクルできます～

車種	申告場所
1 原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 車種別納税課	所在地: 博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階 TEL: 092-292-1604
2 軽自動車(三・四輪)	(一社) 全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地: 東区みなと町4丁目3番16号 TEL: 092-410-8090
3 二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社) 全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 所在地: 千早3丁目10番40号 陸運会館2階 TEL: 092-410-8090 (福岡事務所の代り電話)

◆登録車両に譲渡、廃車、市外転出等の異動が生じた場合には、速やかに下記の場合に応じて申告手続きを行ってください。

校正段階	総数	IM校了印	YP確認
2025/2/20 2校目 A1	150		金沢

地

製品
No. 1975001A950

天

C

登録機やコンピュータ、スマートフォン、または地方税お支払サイトから
登録機やコンピュータ、スマートフォン、または地方税お支払サイトから
登録機やコンピュータ、スマートフォン、または地方税お支払サイトから

※開封する前に宛名のご確認をお願いします。
宛名が違う場合は開封せずに至急資産課税課
または最寄りの郵便局までご連絡ください。

料金後納
郵便

継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の
対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両(三
輪・四輪の軽自動車および二輪の小型自動車)の納付情報が
オンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での
納税証明書の提示が原則不要になりました。

ただし、納付直後や転入直後で軽JNKSへの登録がされてい
ない場合など、紙での納税証明書が必要となる場合があります。

詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 軽 JNKS

検索

～この封筒は窓付きのまま雑誌としてリサイクルできます～

福岡市からの重要なお知らせ
Important Notice from Fukuoka City Government

軽自動車税(種別割)納税通知書在中

Light Vehicle Tax Notice Enclosed

福岡市財政局税務部
資産課税課軽自動車税係

〒812-8512

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階

電話番号 092(292)1604

◎裏面に軽自動車税の申告手続き先についてご案内しています。



※車検等の手続きについては、車検に際しては運輸支局へお問い合わせください。
※2. 3. の車種の方で市外へ転出された場合は、車種及び転出先の市区町村によって届け出先が異なりますので
※1. の車種の方で市外へ転出された場合は、転出先の市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。

車種	申告場所
1 原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車	財政局資産課税課 所在地: 博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階 TEL: 092-292-1604
2 軽自動車(三・四輪)	(一社) 全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地: 東区みなと香椎4丁目3番16号 TEL: 092-410-8090
3 二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社) 全国軽自動車協会連合会 千早分室 所在地: 東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階 TEL: 092-410-8090

◆登録車両に譲渡、廃車、市外転出等の異動が生じた場合には、速やかに下記の場所で税申告手続きを行って
ください。

校正段階	総数	IM校正印	YP確認
2025/2/10 1校目 A1	150		金沢

地

製品
No. 1975001A950

天

C

地

検索

福岡市 軽JNKS

詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。
ない場合など、紙での納税証明書が必要となる場合があります。
ただし、納付直後や軽入直後で軽JNKSへの登録がされてい
納税証明書の提示が原則不要になりました。
オンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での
輪・四輪の軽自動車および二輪の小型自動車の納付情報が
対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両（三
令和7年4月に軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）の
継続検査（車検）時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

校正段階	線数	IM校正印	YP確認
2025/2/10 1校目 B1	150		金沢

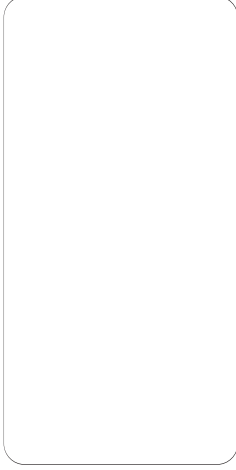
製品
No.

1	9	7	5	0	0	1	B	0	6	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

天

別表12

Bk



※開封する前に宛名のご確認をお願いします。
宛名が違う場合は開封せずに、至急資産課税課
または最寄りの郵便局までご連絡ください。

料金後納
郵便

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
博多区役所9階
福岡市財政局税務部
資産課税課軽自動車税係
電話 092 (292) 1604

____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
この封筒は、窓空き部分も含め古紙としてリサイクルできます。

地

校正印刷 2024/12/29	納数	IM税丁印	YP確認
1校目 All	150		金沢

金融機関やコンビニ、スマートフォン決済アプリ、または地方税お支払サイトからクレジットカード等で早めの納付を。便利な口座振替もご利用ください。



※開封する前に宛名のご確認をお願いします。
宛名が違う場合は開封せずに至急資産課税課
または最寄りの郵便局までご連絡ください。

福岡市からの重要なお知らせ

Important Notice from Fukuoka City Government

軽自動車税(種別割)納税通知書在中

Light Vehicle Tax Notice Enclosed

軽自動車税(種別割)の 納期限は

6/2(月)です

【自動音声による電話案内】

☎050-1808-6411

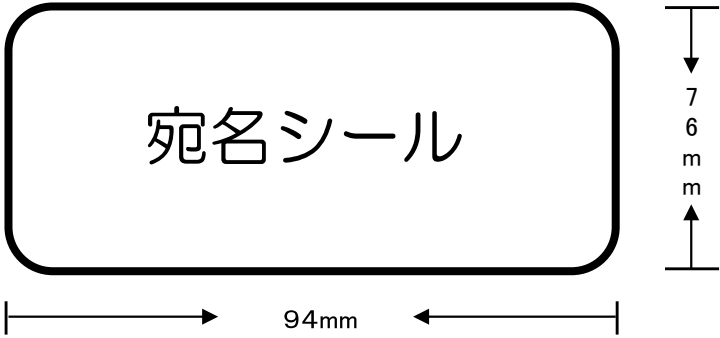
音声案内にしたがって番号を押すと
問い合わせ内容に応じてご案内します。

◆登録車両に譲渡、廃車、市外転出等の異動が生じた場合には、速やかに下記の場所で税申告手続きを行ってください。

車 種		申 告 場 所
1	原動機付自転車 (125cc 以下のバイク) 小型特殊自動車	財政局資産課税課 所在地：博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階 TEL：092-292-1604
2	軽自動車（三・四輪）	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地：東区みなと香椎4丁目3番16号 TEL：092-410-8090
3	二輪の軽自動車 (125cc を超え 250cc 以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250cc を超えるバイク)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 所在地：東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階 TEL：092-410-8090 (福岡事務所の代表番号)

- ※1の車種の方で市外へ転出された場合は、転出先の市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。
 ※2、3の車種の方で県外へ転出された場合は、車種及び転出先の市区町村によって届け出先が異なりますので
 転出先の市区町村へお問い合わせください。
 ※車検等の手続きについては、車種に応じて軽自動車検査協会または運輸支局へお問い合わせください。

福岡市財政局税務部 資産課税課軽自動車税係
〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階
電話番号 092(292)1604



ファイル項目定義				市税総合			システム		サブシステム		***** フロセス *****		ファイル名	納税通知書印刷ファイル	
対象税目		コード	項目名	項目属性	レコード長	整数部	小数部	フォーマット	2380	形式	緑返	相対番号	必須	固定値	備考
No.	レベル														
1	01		納税通知書印刷レコード												
2	02		ソート領域												
3	03		ソートー納税義務者区分	X			1					1			
4	03		ソートー区番号	X			1					2			
5	03		ソートー市内市外	N			1					3			
6	03		ソートー郵便番号	X			10					5			
7	03		ソートー通知書枚数	X			4					15			
8	03		ソートー通知書枚数連番	X			6					19			
9	03		ソートー通し番号	X			7					25			
10	02		制御領域												
11	03		車両コード	9			8					32			
12	03		車両履歴番号	9			3					40			
13	03		車種コード	9			2					43			
14	03		標識コード	X			3					45			
15-1	03		標識記号	X			1					48			
15-2	03		標識記号予備	X			1					49			
16	03		標識番号	9			5					50			
17	03		標識番号漢字	N			11					55			
18	03		義務者宛名コード	9			10					77			
19	03		義務者最新宛名コード	9			10					87			
20	03		送付先宛名コード	9			10					97			
21	03		帳票種別コード	9			2					107			
22	03		賦課区コード	9			2					109			
23	03		予備1	X			30					111			
24	02		通知書領域												
25	03		通知ー額定年度	N			4					141			
26	03		通知ー賦課地固定文	N			11					149			和暦編集「平成NN」 原付・小特以外は固定値「賦課地住所又は所在地:」、原付・小特はの場合「空白」
27	03		通知ー賦課地1	N			30					171			原付・小特以外は定置場住所(1桁目から30桁)、原付・小特はの場合「空白」
28	03		通知ー賦課地2	N			30					231			原付・小特以外は定置場住所(31桁目から30桁)、原付・小特はの場合「空白」
29	03		通知ー送付先郵便番号	X			10					291			
30	03		通知ー送付先住所1	N			25					301			
31	03		通知ー送付先住所2	N			25					351			
32	03		通知ー送付先方書1	N			25					401			
33	03		通知ー送付先氏名1	N			25					451			
34	03		通知ー送付先氏名2	N			25					501			
35	03		通知ー送付先氏名3	N			25					551			
36	03		通知ーカスタマバーコード	N			23					601			カスタマバーコードを数値化したもの
37	03		通知ー納期限	N			11					647			和暦編集「平成NN年NN月NN日」
38	03		通知ー通知年月日	N			11					669			和暦編集「平成NN年NN月NN日」
39	03		通知ー区長名	N			4					691			固定値:「福岡市長」
40	03		通知ー通し番号	X			7					699			共通管理番号
41	03		通知ー納税義務者区分	X			1					706			通常:0、一括納税義務者用:1、住所不備:2、非MT:3
42	03		通知ー区番号	X			1					707			賦課区コード上1桁
43	03		通知ー市内市外	N			1					708			0:「内」1:「外」
44	03		通知ー通知書枚数	X			4					710			賦課区+送付先宛名コードの通知書枚数を設定
45	03		通知ー通知書枚数連番	X			6					714			通知書枚数+賦課区+送付先宛名コード単位でカウント
46	03		通知ー問合せ窓口1	N			20					720			固定値:「課税に関するお問い合わせ」
47	03		通知ー問合せ窓口2	N			20					760			固定値:「福岡市財政局税務部資産課税課自動車税」
48	03		通知ー問合せ窓口3	N			20					800			固定値:「092(292)XXXX」
49	03		通知ー賦課区	X			2					840			賦課区コード
50	03		通知ー納付番号	X			13					842			
51	03		通知ー納付額1	X			14					855			ZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9 編集
52	03		通知ー納税義務者	N			28					869			'様' 編集
53	03		通知ー標識番号	N			10					925			標識番号漢字
54	03		通知ー税率	X			6					945			ZZ, ZZ9 編集
55	03		通知ー車種	N			20					951			
56	03		通知ー重課領域	N			36					991			重課「初年度検査年月から13年を経過しているため、重課税率が適応されています。」軽課「グリーン
57	03		通知ー金融機関名称	N			25					1063			「通知ー納税義務者区分」が非MT:3の場合は、「金融機関名」+「△」+「漢字店番名」非MT:3以外の

別表15

ファイル項目定義									
対象税目		項目名		コード		市税総合		システム	
No.	レベル	項目属性	コード	項目コード	項目名	項目属性	項目コード	項目名	項目属性
58	03	準備2	X	13	納付領域	N	4	納付一調定年度	N
59	02	納付領域	N	4	納付一税目名	N	11	納付一納付額1	N
60	03	納付一調定年度	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
61	03	納付一税目名	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
62	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
63	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
64	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
65	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
66	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
67	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
68	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
69	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
70	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
71	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
72	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
73	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
74	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
75	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
76	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
77	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
78	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
79	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
80	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
81	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
82	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
83	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
84	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
85	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
86	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
87	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
88	02	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
89	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
90	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
91	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
92	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
93	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
94	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
95	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
96	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
97	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
98	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
99	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
100	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
101	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
102	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
103	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
104	02	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
105	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
106	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
107	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
108	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
109	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
110	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
111	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
112	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
113	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
114	03	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N
115	02	納付一納付額1	N	4	納付一納付額1	N	11	納付一納付額1	N

別表15

宛先

XXXXXXXX

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN ZZZZ9 号
NN XX年 XX月 XX日お問い合わせ先
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NN
NN NNNNNNN
NNNNNNNNNN NNNNNNN

市長印

NNNNNN軽自動車税（種別割）税額決定通知書兼減免決定通知書

標記のことにつきましては、下記のとおり税額決定及び減免決定しましたので
ご確認ください。

記

車両（標識）番号	決定税額	減免対象 税額（円） （A）	減免税額 （円） （B）	減免後の 税額（円） （A）－（B）	決定理由 コード
NNNNNNNNNN	ZZ,ZZ9	ZZ,ZZ9	ZZ,ZZ9	ZZ,ZZ9	99

軽自動車等を買替えた場合又は所有者を変更した場合など、現況に変化があった場合に
ついては、新たに減免申請書を提出してください。

右に添付した証明書は継続検査
時に必要ですので、点線部分を
切り取りご使用ください。

（本年度中に継続検査が無い場
合も添付しています。）

なお、*印で表示されているも
のは納税証明になりません。

納税証明が必要な場合は、区役
所へお問い合わせください。

◎証明に関するお問い合わせ先
NNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

納 税 義務者	住所	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN		
	氏名	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN		
車 両 番 号		NNNNNNNNNN		
納 付 状 況		NNNNNN	有 効 期 限	NNNNNNNNNNNN
記 事		NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN		

上記のとおり相違ないことを証明します。

NNNNNNNNNN NNNNNNN
NNNNNNNNNN NNNNNNN

市長印

封入方法及び運搬先

	封入物	宛先 区分	枚数	封筒の種類等	運搬先
1	○納税通知書（一般用）【別表1】 ○軽自動車税のお知らせ【別表5】 ○よくある質問Q&A【別表6】	市 内	50g以内で封入できる枚数	区内特別用【別表9】	送付先管轄集配郵便局
			50g超で料金後納封筒に封入可能な枚数	料金後納用【別表10】	
			上記超の枚数	角2封筒【別表13】	
		市 外	料金後納封筒に封入可能な枚数	料金後納用【別表10】	
2	○納税通知書（口座振替用）【別表2】 ○軽自動車税のお知らせ【別表5】 ○よくある質問Q&A【別表6】	市 内	上記超の枚数	角2封筒【別表13】又は箱詰め	送付先管轄集配郵便局
			50g以内で封入できる枚数	区内特別用【別表9】	
			50g超で料金後納封筒に封入可能な枚数	料金後納用【別表10】	
		市 外	上記超の枚数	角2封筒【別表13】又は箱詰め	
3	○税額決定通知書兼減免決定通知書【別表17】 ○よくある質問Q&A【別表6】 ○賦課の根拠等（減免通知用）【別表7】 ○障がい者減免ちらし（減免通知用）【別表8】				送付先管轄集配郵便局
4	一括納税義務者分 ○納税通知書（一般用）【別表1】 ○軽自動車税のお知らせ【別表5】 ○よくある質問Q&A【別表6】 ※「軽自動車税のお知らせ」「よくある質問Q&A」は、一つの送付先に1枚ずつ送付				送付先管轄集配郵便局
5	引抜き分				資産課税課